

りそな・小型株ファンド

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書（目論見書）訂正事項分

2007.06

1. この投資信託説明書（目論見書）により行う「りそな・小型株ファンド」の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年12月7日に関東財務局長に提出しており、平成18年12月8日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年6月11日に関東財務局長に提出しております。
2. 「りそな・小型株ファンド」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

りそな・小型株ファンド

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書（交付目論見書）訂正事項分

2007.06

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「りそな・小型株ファンド」の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年12月7日に関東財務局長に提出しており、平成18年12月8日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年6月11日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・小型株ファンド」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

・投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

平成19年6月11日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・小型株ファンド」の投資信託説明書（交付目論見書）2006年12月（以下「原交付目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

・訂正の内容

原交付目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

以下は訂正後の内容のみ記載しております。

「投資信託振替制度への移行について」（お知らせ）は削除され、「金融商品取引法の施行について」が追加されます。「金融商品取引法の施行について」は、下記の全文が追加されます。

金融商品取引法の施行について

証券取引法等の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布されておりますが、その主たる部分は当該公布の日から1年6月を超えない範囲内において政令で指定する日から施行され、証券取引法は題名を金融商品取引法と改められ、規定の変更も行われます。

金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律等の施行により、信託約款の規定等の変更を行ってまいります。この変更により商品性の同一性が失われるものではなく、また、記載内容に実質的な変更が生じるものではありません。

なお、金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される法令諸規則の施行後であっても、証券取引法等に関連する規定に関する記載は、特段の記載がない場合は金融商品取引法等の施行前の旧法令諸規則の規定に関する記載としてお読みください。

【参 考】 予定されている約款変更の内容

信託約款の変更により、修正される主な用語等は以下の通りです。

施行前	施行後
証券取引法	金融商品取引法
証券取引所	金融商品取引所
委託者の認可	委託者の登録
投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項	投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 __ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。）までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行しており、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 払込取扱場所

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12) その他 __ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替機関は、下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

取得申込みの方法

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間でファンドの受益権の「自動けいぞく投資約款」にしたがった契約を締結します。

別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、上記の約款は当該別の名称に読み替えるものとします。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はございません。

また、販売会社により毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、ファンドの取得申込みを行う「投資信託定時定額購入プラン」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱う場合があります。利用にあたっては、販売会社と「投資信託定時定額購入プラン」に関する取り決めを行う必要があります。詳しくは販売会社（後記__のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

取得申込みは、毎営業日の午後3時（わが国の証券取引所の半休日は午前11時）までに申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行われる申込みは翌営業日の受付分とします。

取得申込受付の中止

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの取消またはその両方を行うことができるものとします。

日本以外の地域における発行（略）

振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

— その他

委託会社へのお問い合わせ先

（以下略）

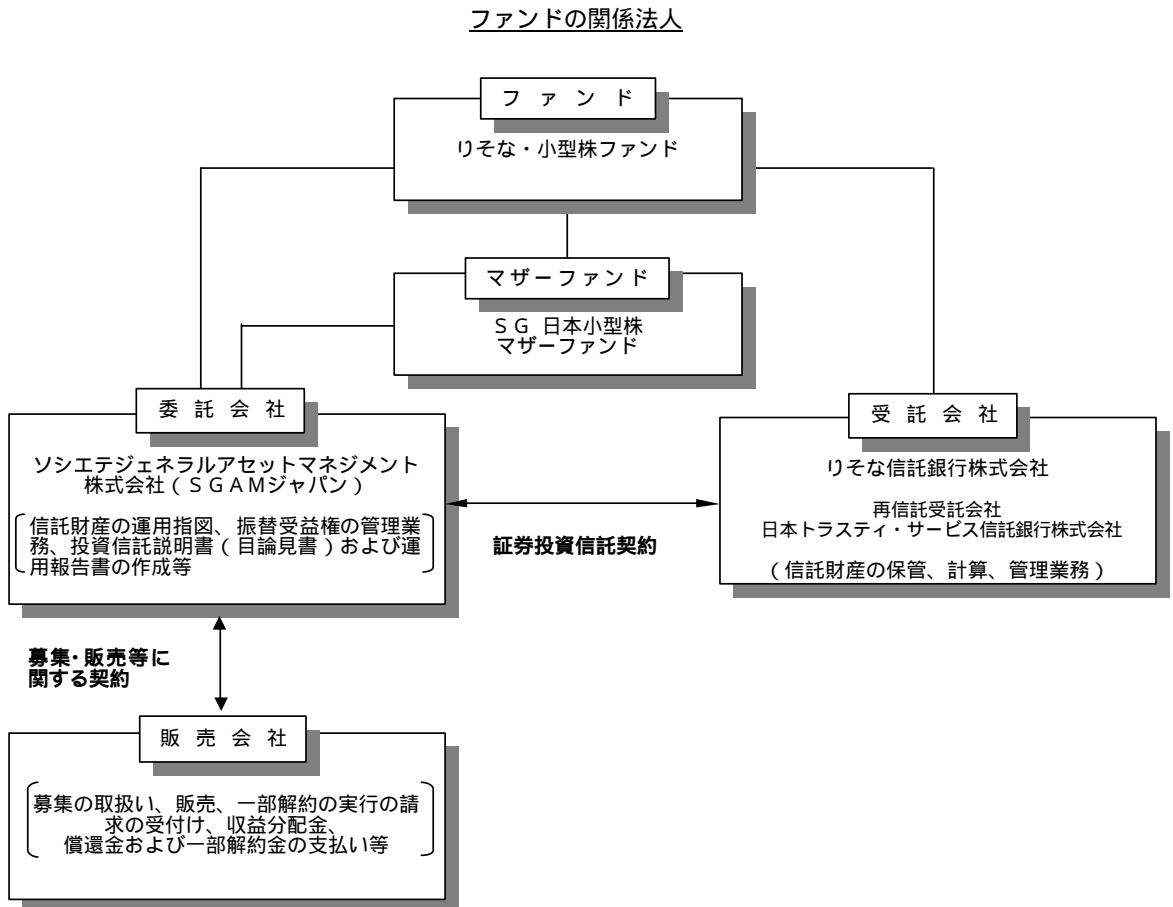
第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの仕組み（原交付目論見書5～7ページ）

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



<<各契約の概要>> （略）

委託会社の概況

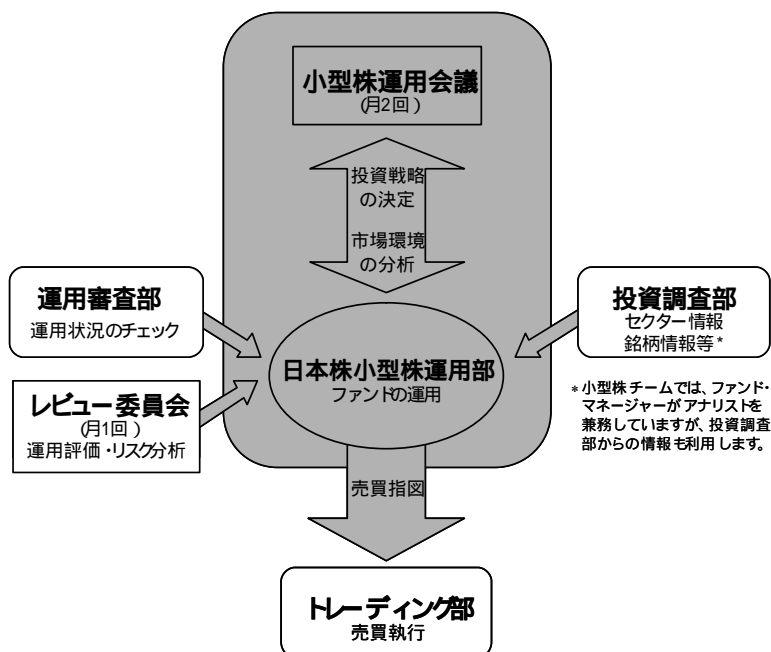
名 称	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社			
資本の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる (現・SGAM ノースパシフィック(株))		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
大株主の状況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	SGAM ノースパシフィック(株)	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

(本書提出日現在)

(以下略)

2 投資方針

(3) 運用体制 (原交付目論見書12ページ)



ファンドの運用は、委託会社の日本株小型株運用部が行います。日本株小型株運用部に所属しているファンド・マネージャーは、月に2回開催する小型株運用会議で決定する投資戦略、市場環境の分析結果を反映し運用を行います。ファンドの運用状況は、運用審査部がモニターしており、月に1回開催するレビュー会議において、運用評価、リスク分析がファンド・マネージャーに報告されます。

上記は本書提出日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4) 分配方針（原交付目論見書13ページ）

収益分配方針（略）

収益の分配（略）

収益分配金の交付

「自動けいぞく投資コース」の受益者の場合は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

「一般コース」の受益者の場合は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金交付票と引換えに収益分配金の支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

「一般コース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込の代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限（原交付目論見書14～15ページ）

信託約款に基づく投資制限（略）

法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投資信託法」という。）等により、次に掲げる取引は制限されます。

（イ）同一法人の発行する株式の投資制限（略）

（ロ）先物取引等の評価損の制限（削除）

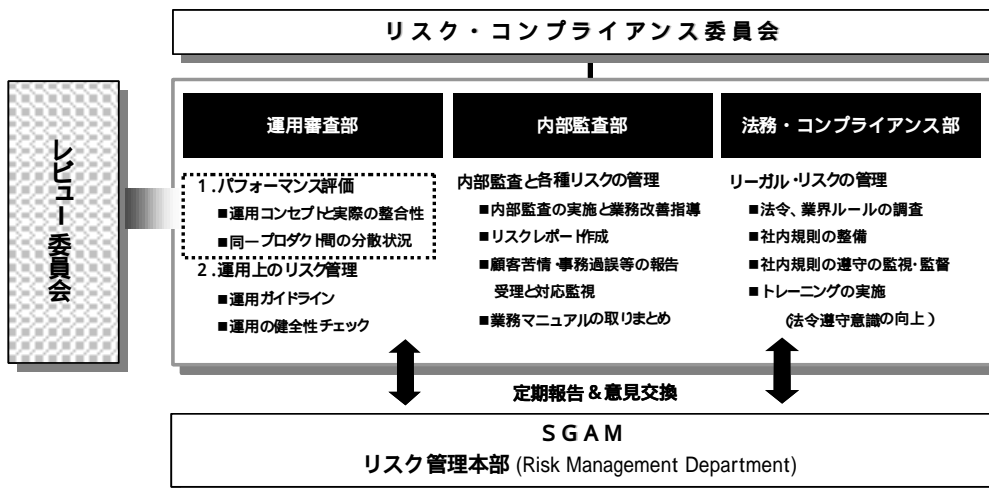
（削除）

3 投資リスク

(2) 委託会社のリスク管理について（原交付目論見書20ページ）

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



* 上記は本書提出日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4 手数料等及び税金（原交付目論見書21～23ページ）

(3) 信託報酬等
(略)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。また、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

委託会社	販売会社	受託会社
0.840% (税抜0.80%)	0.840% (税抜0.80%)	0.105% (税抜0.10%)

(4) その他の手数料等

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

、 (略)

(5) 課税上の取扱い（原交付目論見書22～23ページ）

個別元本方式について

(イ) 個別元本について

- (a) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (b) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (c) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店ごとに、「一般コース」と「自動けいぞくコース」の両コースを通じてそれぞれ取得した場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

(d) (略)

(ロ)、(ハ) (略)

個人、法人別の課税の取扱いについて
(以下略)

5 運用状況(原交付目論見書24~27ページ)

(1) 投資状況

(平成19年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
S G 日本小型株マザーファンド受益証券	日本	10,706,531,422	99.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		74,806,396	0.69
合計(純資産総額)		10,781,337,818	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考 S G 日本小型株マザーファンドの投資状況

(平成19年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	15,499,765,100	96.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		600,048,140	3.73
合計(純資産総額)		16,099,813,240	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

銘柄	口数	簿価 単価 (円)	簿価 (円)	評価 単価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
S G 日本小型株マザーファンド受益証券	9,269,724,175	1.2935	11,990,388,221	1.1550	10,706,531,422	99.31

(注1) 全1銘柄

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率であります。

(注3) 単価は1口当たりを表示しています。

(略)

参考 S G 日本小型株マザーファンドの投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成19年4月末日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿価額		時価評価額		投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
日本	株式	ソネット・エムスリー	サービス業	1,093	389,508.05	425,732,305	393,000.00	429,549,000	2.67
日本	株式	エアリアルンク	不動産業	5,119	71,863.62	367,869,874	80,000.00	409,520,000	2.54
日本	株式	ゲオ	小売業	1,761	224,605.02	395,529,443	231,000.00	406,791,000	2.53
日本	株式	クリード	不動産業	1,173	413,859.66	485,457,392	338,000.00	396,474,000	2.46
日本	株式	エン・ジャパン	サービス業	728	564,571.13	411,007,786	544,000.00	396,032,000	2.46
日本	株式	カカコム	サービス業	1,082	374,685.29	405,409,485	351,000.00	379,782,000	2.36
日本	株式	ポイント	小売業	46,370	5,875.72	272,457,136	8,000.00	370,960,000	2.30
日本	株式	ローランドディー・ジー	電気機器	85,200	3,411.66	290,674,201	4,180.00	356,136,000	2.21
日本	株式	日本航空電子工業	電気機器	240,000	1,614.88	387,571,884	1,470.00	352,800,000	2.19

日本	株式	ケースホールディングス	小売業	110,600	2,790.47	308,626,445	3,140.00	347,284,000	2.16
日本	株式	岩井証券	証券・商品先物取引業	149,000	1,864.47	277,807,478	2,220.00	330,780,000	2.05
日本	株式	アクセル	電気機器	861	378,661.57	326,027,618	371,000.00	319,431,000	1.98
日本	株式	フィンテックグローバル	その他金融業	3,535	95,867.05	338,890,031	90,000.00	318,150,000	1.98
日本	株式	グリーンホスピタルサプライ	卸売業	1,967	183,758.48	361,452,937	161,000.00	316,687,000	1.97
日本	株式	テレパーク	情報・通信業	1,979	240,967.82	476,875,326	159,000.00	314,661,000	1.95
日本	株式	アーネストワン	不動産業	212,900	1,611.56	343,103,114	1,473.00	313,601,700	1.95
日本	株式	ケネディクス	サービス業	589	618,360.48	364,214,324	529,000.00	311,581,000	1.94
日本	株式	ツルハホールディングス	小売業	68,400	4,373.08	299,118,672	4,460.00	305,064,000	1.89
日本	株式	日本アジア投資	その他金融業	436,000	707.70	308,558,188	696.00	303,456,000	1.88
日本	株式	オブテックス	電気機器	121,100	2,538.47	307,409,033	2,490.00	301,539,000	1.87
日本	株式	マクロミル	情報・通信業	1,076	247,599.34	266,416,893	269,000.00	289,444,000	1.80
日本	株式	アセット・マネジャーズ	サービス業	1,643	274,695.61	451,324,895	176,000.00	289,168,000	1.80
日本	株式	イー・アンド・デイ	精密機器	122,600	2,343.20	287,276,903	2,295.00	281,367,000	1.75
日本	株式	フューチャーアーキテクト	情報・通信業	3,323	101,621.93	337,689,679	82,700.00	274,812,100	1.71
日本	株式	イービーエス	サービス業	693	253,843.07	175,913,247	374,000.00	259,182,000	1.61
日本	株式	日本電産コパル	精密機器	185,000	1,370.23	253,494,029	1,391.00	257,335,000	1.60
日本	株式	キャノン電子	電気機器	65,500	4,017.15	263,123,368	3,850.00	252,175,000	1.57
日本	株式	ブックオフコーポレーション	小売業	123,200	2,256.45	277,995,695	2,025.00	249,480,000	1.55
日本	株式	ホソカワミクロン	機械	254,000	981.77	249,371,124	970.00	246,380,000	1.53
日本	株式	中国塗料	化学	216,000	750.81	162,175,071	1,125.00	243,000,000	1.51

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

	業種	投資比率(%)		業種	投資比率(%)
1	サービス業	17.12	9	証券・商品先物取引業	4.27
2	電気機器	15.70	10	化学	3.31
3	小売業	15.51	11	卸売業	2.61
4	情報・通信業	10.98	12	その他製品	2.04
5	不動産業	7.95	13	輸送用機器	1.17
6	その他金融業	5.32	14	金属製品	0.72
7	機械	4.62	15	ガラス・土石製品	0.63
8	精密機器	4.33	合計		96.27

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額の比率です。

、 (略)

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額 (百万円)	1万口当り基準価額 (円)
第1期計算期間末日 (平成17年9月12日)	3,593 (3,757)	10,938 (11,438)
第2期計算期間末日 (平成18年9月11日)	8,539 (9,285)	11,001 (11,961)
第3期中間計算期間末日 (平成19年3月11日)	11,599 (11,599)	10,199 (10,199)
平成18年4月末	8,857	14,247
5月末	8,154	12,607
6月末	8,170	12,196
7月末	7,738	11,159
8月末	9,068	11,873
9月末	9,159	10,811
10月末	10,546	10,749
11月末	11,157	10,302
12月末	11,923	10,463
平成19年1月末	12,190	10,688
2月末	11,711	10,356
3月末	11,277	10,014
4月末	10,781	9,601

(注) カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金(税引前)(円)
第1期計算期間(平成16年9月1日～平成17年9月12日)	500
第2期計算期間(平成17年9月13日～平成18年9月11日)	960
第3期中間計算期間(平成18年9月12日～平成19年3月11日)	0

収益率の推移

	収益率(%)
第1期計算期間(平成16年9月1日～平成17年9月12日)	14.38
第2期計算期間(平成17年9月13日～平成18年9月11日)	9.35
第3期中間計算期間(平成18年9月12日～平成19年3月11日)	7.29

(注) 収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。第1期の場合は当該計算期間の期初の基準価額(当初1万口当たり10,000円)。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

6 手続等の概要

(1) 申込(販売)手続等(原交付目論見書27～28ページ)

販売会社は、販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時(わが国の証券取引所の半休日は午前11時)までに申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎて行われる申込みは翌営業日の取扱いとなります。受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日算出されま

す。詳しくは「7 管理及び運営 資産の評価」をご参照ください。

(略)

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受け付けを停止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの取消またはその両方を行うことができるものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 換金（解約）手続等（原交付目論見書28～29ページ）

受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行（換金）を請求することができます。

（以下略）

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額とします。なお、手取額は、基準価額に口数を乗じた金額から所得税および地方税（基準価額が個別元本を上回った場合その超過額の10%。なお、平成20年4月1日からは20%。）を差し引いた金額となり、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。換金（解約）手数料はありません。

「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

(略)

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(以下略)

7 管理及び運営の概要（原交付目論見書30～32ページ）

(1) 資産の評価

信託約款の変更

(a)～(d) (略)

(e) (c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(f) (削除)

信託の終了（信託契約の解約）

- (a) (略)
- (b) (a)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
- (c) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - B 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき
 - C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき
- * 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「信託約款の変更 (d)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。
- 金融商品取引法が施行された場合には、「認可」を「登録」と読み替えます。

第2 財務ハイライト情報（原交付目論見書33～36ページ）

原交付目論見書の「第2 財務ハイライト情報」の後に以下の内容が新たに追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第2期中間計算期間（平成17年9月13日から平成18年3月12日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に準じて作成しており、第3期中間計算期間（平成18年9月12日から平成19年3月11日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に準じて作成しております。
- また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- なお、ここに表示する中間財務諸表（「中間貸借対照表」および「中間損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。
- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第2期中間計算期間（平成17年9月13日から平成18年3月12日まで）及び第3期中間計算期間（平成18年9月12日から平成19年3月11日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けており、その証明にかかる中間監査報告書は当該中間財務諸表に添付されております。

中間財務諸表

りそな・小型株ファンド

1 中間貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第2期中間計算期間末 (平成18年3月12日現在)	第3期中間計算期間末 (平成19年3月11日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		56,362,617	14,541,930
コール・ローン		338,872,895	140,285,613
親投資信託受益証券		7,246,910,803	11,555,144,572
未収利息		27	6,096
流動資産合計		7,642,146,342	11,709,978,211
資産合計		7,642,146,342	11,709,978,211
負債の部			
流動負債			
未払解約金		25,494,877	12,149,193
未払受託者報酬		3,017,401	5,690,125
未払委託者報酬		48,278,406	91,041,994
その他未払費用		603,420	1,137,965
流動負債合計		77,394,104	110,019,277
負債合計		77,394,104	110,019,277
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		5,505,202,873	11,373,101,989
剰余金			
中間剰余金		2,059,549,365	226,856,945
(分配準備積立金)		(99,074,269)	(670,642)
純資産合計		7,564,752,238	11,599,958,934
負債・純資産合計		7,642,146,342	11,709,978,211

2 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	第2期中間計算期間 自 平成17年9月13日 至 平成18年3月12日	第3期中間計算期間 自 平成18年9月12日 至 平成19年3月11日
	金 額	金 額
営業収益		
受取利息	1,661	179,369
有価証券売買等損益	1,074,814,367	656,603,901
営業収益合計	1,074,816,028	656,424,532
営業費用		
受託者報酬	3,017,401	5,690,125
委託者報酬	48,278,406	91,041,994
その他費用	603,420	1,137,965
営業費用合計	51,899,227	97,870,084
営業利益金額又は営業損失金額()	1,022,916,801	754,294,616
経常利益金額又は経常損失金額()	1,022,916,801	754,294,616
中間純利益金額又は中間純損失金額()	1,022,916,801	754,294,616
一部解約に伴う中間純利益金額分配額	587,011,568	-
一部解約に伴う中間純損失金額分配額	-	28,584,773
期首剰余金	308,194,962	777,063,577
剰余金増加額	1,771,444,718	260,229,939
当中間期追加信託に伴う剰余金増加額	1,771,444,718	260,229,939
剰余金減少額	455,995,548	84,726,728
当中間期一部解約に伴う剰余金減少額	455,995,548	84,726,728
分配金	-	-
中間剰余金	2,059,549,365	226,856,945

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第2期中間計算期間 自 平成17年9月13日 至 平成18年3月12日	第3期中間計算期間 自 平成18年9月12日 至 平成19年3月11日
<p>1. 運用資産の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 費用・収益の計上基準</p> <p>3. 表示</p> <p>4. その他</p>	<p>親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。</p> <p>有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>当ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成17年9月13日から平成18年9月11日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は前期末が休日のため、平成17年9月13日から平成18年3月12日までとなっております。</p>	<p>親投資信託受益証券 同左</p> <p>有価証券売買等損益の計上基準 同左</p> <p>平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1)中間貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2)中間損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び中間純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び中間純損益金額としております。</p> <p>当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成18年9月12日から平成19年9月10日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は前期末が休日のため、平成18年9月12日から平成19年3月11日までとなっております。</p>

第3 内国投資信託受益証券事務の概要（原交付目論見書36～37ページ）

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は訂正後の内容のみ記載しております。

1. 受益者に対する特典
(略)
2. 受益権の譲渡
(略)
3. 受益権の譲渡の対抗要件
(略)
4. 受益権の再分割
(略)
5. 償還金
(略)
6. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて
(略)

当該投資信託約款に係る新旧対照表

追加型証券投資信託 りそな・小型株ファンド

下線部 _____ は変更部分を示します。

付表「運用の基本方針」の新旧対照表

新	旧
<p>【運用の基本方針】 約款第16条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとしします。</p>	<p>【運用の基本方針】 約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとしします。</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>【信託期間】 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条、第50条第2項の規定による信託終了日までとします。</p>	<p>【信託期間】 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条、第52条第2項の規定による信託終了日までとします。</p>
<p>【受益権の取得申込みの勧誘の種類】 第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項に掲げる公募により行われます。</p>	<p>【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】 第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項に掲げる公募により行われます。</p>
<p>【受益権の分割および再分割】 第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、3,452,107,831口とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。</u></p>	<p>【受益権の分割および再分割】 第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、3,452,107,831口とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p>
<p>【当初の受益者】 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>	<p>【当初の受益者】 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p>【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】 第7条 (略) (略) 第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとしします。</p>	<p>【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】 第7条 (略) (略) 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとしします。</p>
<p>【受益権の帰属と受益証券の不発行】 第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、<u>同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</u></p>	<p>【受益証券の発行および種類】 第9条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。</p>

<p>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</p> <p>なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</p> <p>委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。</p> <p>委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。</p>	<p>委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類、および、1口の整数倍の口数を表示した受益証券を発行します。</p> <p>委託者の指定する登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。</p> <p>(新設)</p>
<p>【受益権の設定に係る受託者の通知】</p> <p>第10条 委託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。</p> <p>(削除)</p>	<p>【受益証券の発行についての受託者の認証】</p> <p>第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。</p>
<p>【受益権の申込単位、価額および手数料】</p> <p>第11条 委託者の指定する登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。最低申込口数および申込単位は、委託者の指定する登録金融機関が個別に定めることができるものとします。</p> <p>前項の取得申込者は委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p>第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる1口当りの受益権の価額は、1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>前項の場合の手数料の額は、委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。</p>	<p>【受益証券の申込単位、価額および手数料】</p> <p>第11条 委託者の指定する登録金融機関は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申し込みに応ずることができるものとします。最低申込口数および申込単位は、委託者の指定する登録金融機関が個別に定めることができるものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>前項の受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる1口当りの受益証券の価額は、1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>前項の場合の手数料の額は、委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 前各項の規定にかかわらず、受益者が第41条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合は、受益権の価額は、原則として第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 前各項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合は、受益証券の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益証券の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。
<p>【受益権の譲渡に係る記載または記録】</p> <p><u>第12条</u> 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。</p> <p>前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。</p> <p>委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p>	<p>【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続】</p> <p><u>第12条</u> 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。</p> <p>記名式受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。</p> <p>前項の規定による名義書換の手続きは、第38条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。</p>
<p>【受益権の譲渡の対抗要件】</p> <p><u>第13条</u> 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>	<p>【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】</p> <p><u>第13条</u> 記名式受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>
<p>(削除)</p>	<p>【受益証券の再交付】</p> <p><u>第14条</u> 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</p>
	<p>委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</p>
<p>(削除)</p>	<p>【受益証券を毀損した場合等の再交付】</p> <p><u>第15条</u> 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。</p>
<p>(削除)</p>	<p>【受益証券の再交付の費用】</p> <p><u>第16条</u> 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。</p>
<p>【投資の対象とする資産の種類】</p> <p><u>第14条</u> (略)</p>	<p>【投資の対象とする資産の種類】</p> <p><u>第17条</u> (略)</p>
<p>以下現行約款第18条から第39条まで各条を3条繰上げ</p>	
<p>【信託事務の諸費用】</p> <p><u>第37条</u> 信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>(略)</p> <p>第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。</p>	<p>【信託事務の諸費用】</p> <p><u>第40条</u> 信託財産に関する租税、信託事務に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>(略)</p> <p>第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。</p>

<p>【信託報酬の額および弁済の方法】 第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通して毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の170の率を乗じて得た額とします。 、（略）</p>	<p>【信託報酬の額および弁済の方法】 第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通して毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の170の率を乗じて得た額とします。 、（略）</p>
<p>【収益の分配方式】 第39条（略）</p>	<p>【収益の分配方式】 第42条（略）</p>
<p>【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】 第40条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第41条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第41条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 <u>受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任せません。</u></p>	<p>【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】 第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第44条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。 <u>受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任せません。</u></p>
<p>【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】 第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、<u>毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に</u>支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、<u>第42条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。</u> 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</u>なお、これらの場合における1口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。 あらかじめ、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して5営業日目から受益者に支払います。 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、<u>当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。</u> 一部解約金は、<u>第43条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。</u></p>	<p>【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】 第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から<u>収益分配金交付票と引換えに</u>受益者に支払います。 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。なお、これらの場合における1口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。</u> あらかじめ、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して5営業日目から受益者に支払います。 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から<u>受益証券と引換えに</u>受益者に支払います。 一部解約金は、<u>受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。</u></p>

<p>前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行うものとします。</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益権</u>の価額等に応じて計算されるものとします。</p> <p>前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の<u>受益権</u>の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の<u>受益権</u>の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益権</u>の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行うものとします。</p> <p>収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益証券</u>の価額等に応じて計算されるものとします。</p> <p>前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の<u>受益証券</u>の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの信託時の<u>受益証券</u>の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の<u>受益証券</u>の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。</p> <p><u>記式式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第1項の場合は収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押印するものとします。</u></p> <p><u>委託者は、前項の規定により押印された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。</u></p>
<p>【収益分配金および償還金の時効】</p> <p><u>第42条</u> 受益者が、収益分配金について第41条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第41条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p>【収益分配金および償還金の時効】</p> <p><u>第45条</u> 受益者が、収益分配金について第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、<u>委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</u></p>
<p>【信託契約の一部解約】</p> <p><u>第43条</u> 受益者（委託者の指定する登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する<u>受益権</u>につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p><u>平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日に行われる当該請求については、振替受益権となること確実な受益証券をもって行うものとします。</u></p> <p>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、<u>第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u></p> <p>～ （略）</p> <p>前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとし、第4項の規定に準じて算出した価額とします。</p>	<p>【信託契約の一部解約】</p> <p><u>第46条</u> 受益者（委託者の指定する登録金融機関を含みます。）は、自己の<u>有する受益証券</u>につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p><u>受益者が、前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し受益証券をもって行うものとします。</u></p> <p>委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</p> <p>～ （略）</p> <p>前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとし、第4項の規定に準じて算出した価額とします。</p>
<p>【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】</p> <p><u>第44条</u> 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている<u>受益権</u>にかかる<u>収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</u></p>	<p>（新設）</p>

<p>【信託契約の解約】 第45条 (略)</p>	<p>【信託契約の解約】 第47条 (略)</p>
<p>【信託約款の変更】 第46条 (略)</p>	<p>【信託約款の変更】 第48条 (略)</p>
<p>【反対者の買取請求権】 第47条 第45条に規定する信託契約の解約または第46条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第45条第3項または第46条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する登録金融機関を通じ受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 前項の場合の取扱いは、受託者、委託者および委託者の指定する登録金融機関が協議の上、決定するものとします。</p>	<p>【反対者の買取請求権】 第49条 第47条に規定する信託契約の解約または第48条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第3項または第48条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する登録金融機関を通じ受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 前項の場合の取扱いは、受託者、委託者および委託者の指定する登録金融機関が協議の上、決定するものとします。</p>
<p>【委託者および受託者の業務引継】 第48条 監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。</p>	<p>【委託者および受託者の業務引継】 第50条 監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。</p>
<p>【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】 第49条 (略)</p>	<p>【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】 第51条 (略)</p>
<p>【受託者の辞任に伴う取扱い】 第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。 (略)</p>	<p>【受託者の辞任に伴う取扱い】 第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。 (略)</p>
<p>【公告】 第51条 (略)</p>	<p>【公告】 第53条 (略)</p>
<p>【信託約款に関する疑義の取扱い】 第52条 (略)</p>	<p>【信託約款に関する疑義の取扱い】 第54条 (略)</p>
<p>【付則】 第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第16条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>【付則】 第1条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替受入口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替受入口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p>平成19年1月4日前に信託された受益権にかかる受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入口簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。</p> <p>委託者は、前項の振替受入口簿に記載または記録の申請の請求を受けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券にかかる受益権を振替受入口簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。</p>

(削除)	<p>受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。</p>
(削除)	<p>委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定に反しています。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。</p>
(削除)	<p>委託者が、前項の信託約款変更を行った場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。</p>
(削除)	<p>委託者が第5項の信託約款変更を行った場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。</p>
(削除)	<p>委託者が第5項の信託約款変更を行った場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。</p>

(参考) 金融商品取引法等の施行に伴う信託約款について

金融商品取引法ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律が施行された場合には、信託約款中の(委託者の認可取消等に伴う取扱い)の規定につきましては、規定していた法令が投資信託及び投資法人に関する法律から金融商品取引法に変更となる部分を含みますので、以下の通りお読み替えください。(下線部は変更部分を示します。)

【信託契約の解約】

第45条 委託者は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めるとき
 2. やむを得ない事情が発生したとき
 3. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき
- ～ (略)

委託者は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

1. 委託者が解散したとき、または業務を廃止したとき
 2. 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき
 3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき
- (略)

【委託者および受託者の業務引継】

第48条 監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

監督官庁が、この信託契約に関する受託者の業務を他の信託会社または信託業務を営む銀行に引き継ぐことを命じたときは、委託者と当該信託会社または銀行との間においてこの信託を存続させることができます。

りそな・小型株ファンド

追加型株式投資信託／国内株式型（一般型）

投資信託説明書（請求目論見書）訂正事項分

2007.06

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「りそな・小型株ファンド」の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年12月7日に関東財務局長に提出しており、平成18年12月8日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年6月11日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・小型株ファンド」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

・投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

平成19年6月11日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそな・小型株ファンド」の投資信託説明書（請求目論見書）2006年12月（以下「原請求目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

・訂正の内容

原請求目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

第2 手続等（原請求目論見書1～3ページ）

1 申込（販売）手続等

- (1) 販売会社は、販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時（わが国の証券取引所の半休日は午前11時）までに申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎて行われる申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- (2) 受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。詳しくは「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」をご参照ください。
- (3)、(4) （略）
- (5) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受け付けを停止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの取消またはその両方を行うことができるものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

- (1) 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、以下の単位をもって一部解約の実行（換金）を請求することができます。
(以下略)
- (2) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額とします。なお、手取額は、基準価額に口数を乗じた金額から所得税および地方税（基準価額が個別元本を上回った場合その超過額の10%。なお、平成20年4月1日からは20%。）を差し引いた金額となります。換金（解約）手数料はありません。
「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申 hands 手数料および当該申 hands 手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。
- (3) 受益者が、一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4)、(5) （略）
- (6) 前記(5)により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付けの中

止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付けの中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

(7) (略)

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要（原請求目論見書3～7ページ）

(2) 保管

該当事項はありません。

(5) その他

償還金

償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）までに販売会社でお支払いを開始します。

信託約款の変更

(イ)～(ホ)

(ハ) 前記(八)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(ト) (削除)

(以下略)

関係法人との契約の更改等に関する手続 (略)

受託会社の辞任に伴う取扱い (略)

運用報告書の作成 (略)

信託の終了（信託契約の解約）

(イ)

(ロ) (イ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(以下略)

(八) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

B 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき

C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

金融商品取引法が施行された場合には、「認可」を「登録」と読み替えます。

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

(二) (略)

その他 (略)

2 受益者の権利等（原請求目論見書7～8ページ）

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権（略）

(3) 償還金請求権（略）

(4) 帳簿閲覧権（略）

第4 ファンドの経理状況（原請求目論見書8～20ページ）

原請求目論見書の「1 財務諸表」の後に以下の全文が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第2期中間計算期間（平成17年9月13日から平成18年3月12日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に準じて作成しており、第3期中間計算期間（平成18年9月12日から平成19年3月11日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に準じて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第2期中間計算期間（平成17年9月13日から平成18年3月12日まで）及び第3期中間計算期間（平成18年9月12日から平成19年3月11日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書


平成18年5月12日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士

高尾 幸治 

代表社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・小型株ファンドの平成17年9月13日から平成18年3月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・小型株ファンドの平成18年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成17年9月13日から平成18年3月12日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

平成19年5月10日


ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人


代表社員
業務執行社員

公認会計士

高尾幸治 

代表社員
業務執行社員

公認会計士

英 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・小型株ファンドの平成18年9月12日から平成19年3月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな・小型株ファンドの平成19年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成18年9月12日から平成19年3月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

りそな・小型株ファンド

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第2期中間計算期間末 (平成18年3月12日現在)	第3期中間計算期間末 (平成19年3月11日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		56,362,617	14,541,930
コール・ローン		338,872,895	140,285,613
親投資信託受益証券		7,246,910,803	11,555,144,572
未収利息		27	6,096
流動資産合計		7,642,146,342	11,709,978,211
資産合計		7,642,146,342	11,709,978,211
負債の部			
流動負債			
未払解約金		25,494,877	12,149,193
未払受託者報酬		3,017,401	5,690,125
未払委託者報酬		48,278,406	91,041,994
その他未払費用		603,420	1,137,965
流動負債合計		77,394,104	110,019,277
負債合計		77,394,104	110,019,277
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		5,505,202,873	11,373,101,989
剰余金			
中間剰余金		2,059,549,365	226,856,945
(分配準備積立金)		(99,074,269)	(670,642)
純資産合計		7,564,752,238	11,599,958,934
負債・純資産合計		7,642,146,342	11,709,978,211

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第2期中間計算期間 自 平成17年9月13日 至 平成18年3月12日	第3期中間計算期間 自 平成18年9月12日 至 平成19年3月11日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		1,661	179,369
有価証券売買等損益		1,074,814,367	656,603,901
営業収益合計		1,074,816,028	656,424,532
営業費用			
受託者報酬		3,017,401	5,690,125
委託者報酬		48,278,406	91,041,994
その他費用		603,420	1,137,965
営業費用合計		51,899,227	97,870,084
営業利益金額又は営業損失金額()		1,022,916,801	754,294,616
経常利益金額又は経常損失金額()		1,022,916,801	754,294,616
中間純利益金額又は中間純損失金額()		1,022,916,801	754,294,616
一部解約に伴う中間純利益金額分配額		587,011,568	-
一部解約に伴う中間純損失金額分配額		-	28,584,773
期首剰余金		308,194,962	777,063,577
剰余金増加額		1,771,444,718	260,229,939
当中間期追加信託に伴う剰余金増加額		1,771,444,718	260,229,939
剰余金減少額		455,995,548	84,726,728
当中間期一部解約に伴う剰余金減少額		455,995,548	84,726,728
分配金		-	-
中間剰余金		2,059,549,365	226,856,945

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第2期中間計算期間 自 平成17年9月13日 至 平成18年3月12日	第3期中間計算期間 自 平成18年9月12日 至 平成19年3月11日
1.運用資産の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.表示		平成18年4月20日付内閣府令第49号による 投資信託財産計算規則の改正により、表示 方法が以下のとおり変更されております。 (1)中間貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区 分から、元本等及び評価・換算差額等の区 分となりました。ただし、評価・換算差額 等の区分は記載すべき事項がないため、記 載を省略しております。 (2)中間損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止 されました。また、営業損益、経常損益及 び中間純損益は、当期から営業損益金額、 経常損益金額及び中間純損益金額としてお ります。
4.その他	当ファンドの計算期間は前期末及び当 期末が休日のため、平成17年9月13日から 平成18年9月11日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は前期末が休 日のため、平成17年9月13日から平成18年 3月12日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末が休日 のため、平成18年9月12日から平成19年9月10 日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は前期末が休日 のため、平成18年9月12日から平成19年3月 11日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第2期中間計算期間末 (平成18年3月12日現在)	第3期中間計算期間末 (平成19年3月11日現在)
	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 11,373,101,989口
中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 1.3741円	1口当たり純資産額 1.0199円
(10,000口当たり純資産額 13,741円)	(10,000口当たり純資産額 10,199円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期中間計算期間 自 平成17年9月13日 至 平成18年3月12日	第3期中間計算期間 自 平成18年9月12日 至 平成19年3月11日
受託会社との取引高 営業取引 (受託者報酬) 3,017,401円	受託会社との取引高 営業取引 (受託者報酬) 5,690,125円

(重要な後発事象に関する注記)

第2期中間計算期間 (自 平成17年9月13日 至 平成18年 3月12日)
該当事項はありません。

第3期中間計算期間 (自 平成18年9月12日 至 平成19年3月11日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第2期中間計算期間 自 平成17年9月13日 至 平成18年3月12日	第3期中間計算期間 自 平成18年9月12日 至 平成19年3月11日
期首元本額 3,284,963,910円	期首元本額 7,762,891,404円
期中追加設定元本額 5,039,395,640円	期中追加設定元本額 4,582,626,464円
期中一部解約元本額 2,819,156,677円	期中一部解約元本額 972,415,879円

2. 売買目的有価証券の中間貸借対照表計上額等

第2期中間計算期間 (自 平成17年9月13日 至 平成18年3月12日)
該当事項はありません。

第3期中間計算期間 (自 平成18年9月12日 至 平成19年3月11日)
該当事項はありません。

3. デリバティブ取引関係

第2期中間計算期間 (自 平成17年9月13日 至 平成18年3月12日)
該当事項はありません。

第3期中間計算期間 (自 平成18年9月12日 至 平成19年3月11日)
該当事項はありません。

参考

S G 日本小型株マザーファンド

当ファンドは「S G 日本小型株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1「S G 日本小型株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成19年3月11日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		157,709,690
株式		15,051,072,300
未収入金		140,425,387
未収配当金		16,805,340
未収利息		6,854
流動資産合計		15,366,019,571
資産合計		15,366,019,571
負債の部		
流動負債		
未払金		135,796,537
流動負債合計		135,796,537
負債合計		135,796,537
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		12,439,111,068
剰余金		
剰余金		2,791,111,966
純資産合計		15,230,223,034
負債・純資産合計		15,366,019,571

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 平成18年9月12日 至 平成19年3月11日
1.運用資産の評価基準及び評価方法		株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価値のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2.費用・収益の計上基準		(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合は予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他		貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の平成19年3月11日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は前期末が休日のため、平成18年9月12日から平成19年9月10日までとなっております。

(その他の注記)

(平成19年3月11日現在)	
1.期首	平成18年9月12日
期首元本額	9,530,500,289円
期首より平成19年3月11日までの期中追加設定元本額	3,280,825,643円
期首より平成19年3月11日までの期中一部解約元本額	372,214,864円
期末元本額	12,439,111,068円
期末元本額の内訳	
りそな・小型株ファンド	9,437,393,476円
SG 小型株ファンド(適格機関投資家専用)	1,719,313,473円
SG 年金向け小型株ファンド(適格機関投資家専用)	1,282,404,119円
2.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2244円
(10,000口当たり純資産額)	12,244円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 ファンドの現況

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

りそな・小型株ファンド 現況 (平成19年4月末日)

純資産額計算書

	円
資産総額	10,831,085,872
負債総額	49,748,054
純資産総額(-)	10,781,337,818
発行済数量(口)	11,229,639,955
1口当たり純資産額(/)	0.9601
(1万口当たりの純資産額)	(9,601)

参考

S G 日本小型株マザーファンド 現況 (平成19年4月末日)

純資産額計算書

	円
資産総額	16,889,915,455
負債総額	790,102,215
純資産総額(-)	16,099,813,240
発行済数量(口)	13,938,954,263
1口当たり純資産額(/)	1.1550
(1万口当たりの純資産額)	(11,550)

第5 設定及び解約の実績(原請求目論見書20ページ)

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間(平成16年9月1日～平成17年9月12日)	6,384,343,007	3,099,379,097
第2期計算期間(平成17年9月13日～平成18年9月11日)	7,950,810,814	3,472,883,320
第3期中間計算期間(平成18年9月12日～平成19年3月11日)	4,582,626,464	972,415,879

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 第1期計算期間における設定数量は、当初募集期間中の設定数量を含みます。